平成２９年（フ）第１８７号
沖縄県那覇市字安謝217番地３　てるやビル202
債務者　田場　清平
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２６号
名古屋市南区芝町226番地　タウニー芝　Ｂ棟102号、従前の住所名古屋市南区三条２丁目15番２号
債務者　細川　奈央
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
熊本県八代市高島町4324―３、住民票上の住所熊本県八代市田中町19番地11
債務者　鳥丸　恭子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第４８号
山口県防府市大字江泊1168番地の６　ＮＥＷグランパル立石201号室
債務者　岩川　真也
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６５号
札幌市北区北20条西８丁目１番１―407号
債務者　佐々木明美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７９号
札幌市北区南あいの里５丁目６番10―203号
債務者　松井　宏機（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３５号
札幌市西区西町南６丁目３番14―102号
債務者　上山　　修
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４０号
札幌市白石区栄通７丁目６番32号　ファーストコートＢ―206号
債務者　亀山　恵美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１６６号
札幌市北区新川３条２丁目２番21号　スイートコーポ安住202号
債務者　南　　靖美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
北海道留萌市大字留萌村字留萌原野16線11番地の27
債務者　田中ふさ子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第５６号
千葉県東金市東金421番地
債務者　湯浅　徳子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６８号
千葉県大網白里市北飯塚199番地77
債務者　平塚　幸夫
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
新潟県三条市尾崎883番地３
債務者　坂井　春江
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４０号
岐阜県土岐市泉町久尻1383番地の２
債務者　加藤美那子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２５号
京都府福知山市字天田514番地の１府営つつじが丘団地47号
債務者　荒木　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
堺市北区常磐町３―13―３、住民票上の住所大阪府松原市河合３丁目３番23号
債務者　大嶋　慶子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目１番29号
債務者　西方　智徳
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係